

刈谷労働基準監督署からのお知らせ

刈谷市若松町1丁目46番地1 刈谷合同庁舎3階 ☎0566(21)4885

刈谷署 お知らせ

検索

□ 刈谷署管内の労働災害発生状況(労働者死傷病報告書受付状況)

概況:



<平成29年中に発生した労働災害の発生件数>

(7月末時点)

業種	今月件数	累計	対前年増減数	業種	今月件数	累計	対前年増減数
製造業計	19	92 (2)	-16 +1	建設業計	4	17 (1)	+3 +1
食料品	7	24	+12 -1	土木	1	1	-1
繊維		3	+1	建築	3	13 (1)	+1 +1
木材・木製品		1		その他	1	3	+3
製紙・印刷	1	2	-2	交通・運輸業	6	34	+3
化学		10 (1)	-1 +1	陸上貨物業	2	3	+3
窯業・土石	3	7	-4	港湾荷役業			
鉄鋼・非鉄		6 (1)	-7 +1	商業	8	36	+3 -1
金属製品	4	14	-5	接客・娯楽業	1	12	+3
一般機械	1	4	-2	清掃業	3	10	+5
電気機械		2	-1				
輸送用機械	3	16	-7	上記以外	2	26	-3
その他製造		3		合計	45	230 (3)	+1 +1

※ 本当計は、平成29年7月末までに受け付けた労働者死傷病報告(休業4日以上)の件数を集計したものです。

※ ()内は死亡者数を内数で表しています。

非常事態です!!
労働災害防止対策の徹底を!

コメント

全産業における災害発生件数は、今月に入り、対前年比+1件と増加に転じました。12次防の月別目標である187件と比較すると43件多く、年間378件を達成するには非常に厳しい状況となっています。

業種別では、製造業全体では減少傾向にあるものの、食料品製造業が+12件(対前年比2倍)と増加が顕著であり、建設業、運送業、第三次産業といった製造業以外の全ての業種において、今年に入って増加傾向にあります。

災害の内容をみると、転倒災害が最も多く、対前年比+11件と一段と増加しています。滑り、つまずき、踏み外しといった主な転倒災害の防止対策として、4S(整理・整頓・清潔・清掃)の徹底、床面の凹凸・段差などの解消、作業に適した靴の着用、転倒危険箇所への注意喚起を積極的に実施しましょう。

□ 今月のピックアップ

☆ アルバイトの労働条件を確かめよう!

学生がアルバイトをする際、事業主の労働基準法違反などにより、さまざまなトラブルに巻き込まれることがあります。これらのトラブルの中には、学生が必要な知識を持っていれば簡単に避けられるものも少なくありません。アルバイトを始める前に、ぜひ、知っておきましょう。Check!

詳細は、こちら <http://www.check-roudou.mhlw.go.jp/>

確かめよう 労働条件



☆ 『パワーハラスメント対策支援セミナー』が開催されます。 ※申込みはお早めに! 【参加費無料】

職場でのいじめ嫌がらせ、パワーハラスメントが与える影響は深刻です。パワハラ問題が起きる前に、予防対策を講じておくことが重要です。このセミナーでは、どのように取り組めばよいのか、何がポイントなのか、経験豊富な講師が具体的なノウハウをお伝えします。

11月21日(火) 13:30~16:30 名古屋国際センター 第1会議室(名古屋市中村区那古野1-47-1)

詳細は、こちら <https://pawahara-seminar.jiwe.or.jp/events/>

パワハラ セミナー



☆ 『全国労働衛生週間説明会』を開催します。【主催】(一社)刈谷労働基準協会 【後援】刈谷労働基準監督署

10月1日から7日まで全国労働衛生週間が実施されるのに先立ち、各事業場における労働衛生意識の高揚と自主的な労働衛生管理活動の一層の促進を図るため、下記の日程で説明会を開催します。

①9月4日(月) 碧南商工会議所

②9月5日(火) あいち産業科学技術総合センター

③9月6日(水) 安城市文化センター

※ 会員以外の方も無料で参加できます。

(参加申込書をご記入の上、お申し込みください。)

詳細は、こちら <http://www.kariya-rouki.or.jp/wgs/blog/fp/4/> (刈谷労働基準協会HP)

働き方改革、進んでいますか？～役立つ情報をご紹介します。～

内閣総理大臣を議長とする「働き方改革実現会議」において、3月28日、①非正規雇用の処遇改善、②賃金引上げと労働生産性向上、③長時間労働の是正をはじめとして全体で9つのテーマについて、具体的な方向性が示された「働き方改革実行計画」が取りまとめられました。【[詳細は首相官邸HPをご覧ください。](#)】

また、先日、平成28年度「過労死等の労災補償状況」が公表されました。【[詳細は厚生労働省HPをご覧ください。](#)】過重な仕事の原因で脳・心臓疾患を発症したり、仕事による強いストレスなどが原因で精神障害を発病したとして労災請求がなされた件数は、前年に比べて、いずれも増加しており、長時間労働の是正をはじめとした「働き方改革」に取り組む必要があります。

厚生労働省といたしましては、「働き方改革」の実現に向けて、あらゆる施策を推進しておりますが、その一部をご紹介します。

過重労働解消のためのセミナー＜実行計画 4.関連＞

多様な人材がイキイキと働き、会社で長く活躍していくためには、まず、各企業において過重労働の解消を図ることが重要です。そのためには、自主的に「長時間労働の削減」、「労働時間管理」、「健康障害防止」といった取組を進める必要があります。本セミナーでは、過重労働防止対策に必要な知識やノウハウについて、具体的な取組事例などを紹介します。是非、ご参加ください。

【受講対象者】 事業主の方、企業の人事労務担当責任者の方など

【開催日・会場】 9月1日(金) ウィンクあいち(902)

10月12日(木) ウィンクあいち(1002)

11月1日(水) ウィンクあいち(902)

11月29日(水) ウィンクあいち(902)

【セミナー開始時間】 14時00分～16時30分(13時30分受付開始)

【セミナー内容】 過重労働の現状と過重労働防止に向けた対策、取組事例の紹介などテキストに掲載されていない具体的な取組の例もご紹介いたします。

参加費：無料

【定員】 各回100名

【内容や申込み等に関するお問い合わせ】は、

専用HP：<http://partner.lec-jp.com/ti/overwork/>

LEC 過重労働解消

検索

LEC東京リーガルマインド 過重労働解消のためのセミナー運営事務局

(東京都中野区中野4-11-10アーバンネット中野ビル) ☎03-5913-6085(平日9時～18時)まで

治療と職業生活の両立支援＜実行計画 7.関連＞

近年、治療技術のめざましい進歩や働く人を取り巻く環境の変化により、病気になっても仕事を辞めずに働き続けられることができるようになってきました。病気を治療しながら仕事をしている方は労働人口の3分の1を占めるまでになっています。事業場において治療に対する配慮や適切な措置がなければ、労働者が治療と両立して働き続けることは難しくなってしまいます。治療と職業生活の両立を実現しやすい職場の環境整備に取り組みましょう。

「[事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン](#)」をご活用ください。

がんなどの病気を治療しながら働きたい労働者に対して、職場はどのように対応したらよいのか、環境整備や進め方、様式例集など両立支援に向けて事業者が取り組むべき内容を紹介しています。

厚生労働省ホームページからダウンロードできます。

URLはこちら☞ <http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000115267.html>

産業保健総合支援センターでは、治療と職業生活の両立支援を無料でお手伝いします。

セミナー・研修の実施、相談対応、個別訪問支援、個別調整支援などにより、労働者が治療を続けながら安心して働くことができる職場環境づくりを支援しています。

愛知産業保健総合支援センターのURLはこちら☞ <http://www.aichis.johas.go.jp>

治療と仕事の両立支援制度を導入する事業主に助成金を支給します！

がんなどの病気を抱える労働者の症状や治療内容などに応じた、治療と仕事の両立を支援するための制度を導入する事業主に助成金を支給し、企業における労働者の雇用維持の取組を支援しています。詳しくは厚生労働省のホームページでご確認ください。

URLはこちら☞ <http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000162833.html>

経営トップのリーダーシップの下、労使一体となって、
『働き方改革』に取り組みましょう！